

令和3年度第2回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和4年1月25日（火） 午後1時30分～午後3時 日野市役所1階 101会議室
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学建築学部教授） 委員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委員 池田 伸也（税理士 池田伸也税理士事務所）
◆議事次第 - 開会 - 委嘱状交付 - 委員長選出 - 審議事項 - 対象案件の概要について (令和3年7月1日から令和3年12月31日までの総務課契約締結分) - 抽出案件について - 日野市における1者入札に対する対応について - その他 - 閉会	
◆委嘱状交付 委員に委嘱状交付を行う。	
◆委員長選出 委員互選により、藤村委員を選出	
◆対象案件の概要について	
事務局	- 今回の審査対象は、令和3年7月1日から12月31日までの期間に締結した契約です。 - この間に総務課で契約締結した案件の総数は347件で、前年同時期に比べ約25%の減となります。 - これは、昨年上半期においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まり、各課の支出負担行為が制限されていました。その反面、下半期に契約事務がスライドしたことにより、前年同期に比べ減となっております。
◆抽出案件について ①特別支援学級（大坂上中学校10組）移動教室バス借上 (「届出運賃により見積額を積算した旨の確約書」を提出したにもかかわらず、誤った金額で入札した案件)	
委員	・ 確約書を出させる根拠はどこにあるのか。
事務局	- 国土交通省のガイドラインの、「確約書の提出を求めることにより、届出運賃を基に入札額を積算したか確認することを勧める」との記述に基づいています。 - 今回の件を踏まえ、確認ミスを防ぐ一つの手段として、新たに積算内訳書の提出を依頼したいと考えています。

委 員	・ 内訳書を提出してもらっても確認しきれないかもしれないが、何等かの措置は必要ではないか。
委 員	・ 今回、当該事業者が指名停止となっているが、根拠は何か。 ・ 具体的な指名停止期間はどのように決めているか。
事務局	・ 「日野市競争入札参加有資格者指名停止基準」別表２の５（不誠実な行為）を根拠としています。 ・ 具体的な指名停止の期間は、定められた期間の範囲において、過去の事例などを参考に決定しています。
委 員	・ 万が一、同じような事例が発生したら確認や指摘をすることを繰り返しながら浸透させていくしかないのでは。
②浅川左岸第二処理分区（R3-1）工事（不調後１回目） （不調が２回繰り返された案件）	
委 員	・ 市外事業者に声をかけていないが、市内業者優先についての理由を確認したい。
事務局	・ 市内事業者育成や、災害時などの緊急対応を想定するなど様々な理由があります。
委 員	・ 不調の理由について確認はどのようにしているのか
事務局	・ 辞退をする際は、辞退理由の記載をお願いしています。 ・ そのほか、主管課で調査を行うことがあります。
委 員	・ 辞退理由がわからないと、解決が難しい。入札時期がずれると、繁忙による人件費の上昇など、事業者の条件も変わってくるのではないか。 ・ まず市内事業者へ声をかけ、そのうえで、市外事業者に広げることも一つのやり方ではないか。
委 員	・ 不調が続くことは市としても避けたいと思う。工事の特殊性や発注時期なども考慮して、どのタイミングで市外に広げるかを判断したほうがよいのではないか。
◆日野市における１者入札に対する対応について （公共工事の入札方法については、コンプライアンスに従い契約事務を行っているが、結果として１者入札となることについて）	
委 員	・ 規則に沿った手続き、運用ができていれば、１者でも問題はないと思う。 １者入札を無理に中止すれば、入札参加を希望する業者が入札中止を回避するために他の業者に入札参加を依頼するような、いわゆる「出来レース」になることも心配する。
委 員	・ 申込者または応札者が１者であった場合でも入札を有効とする運用とすることは、仕方がないと思う。市民からみれば好ましくないかもしれないが、事業者から手が上がらなければ仕方がない。 ・ 事業の数や発注工事にもよるが、一律に１者入札を中止することは無理がある。市内に業者がたくさんあるような大きな市であればよいが、市の規模にもよるだろうし、ケースバイケースで対応するしかないのでは。１者入札にならざるを得ない状況もあると思うので、基準に則って手続きをした結果であればやむを得ない。

委 員	・総合評価方式など契約の手法など合わせ、契約方法を理解してもらうことは難しいと思う。コンプライアンスをこれからも遵守し契約事務を進めることが大切。 ・ガイドラインなどを作成し、地域要件を市内・市外とする基準をつくっておくなど、制度を分かりやすくすることも必要。
委 員	・市内事業者で入札を行い、不調となった場合に市外へ声をかける手法についてはどうか。
事務局	・制限付一般競争入札が不調となった場合、再入札においては、事業者を指名する指名競争により入札期間の短縮を図ることがあります。しかしながら、取引実績のない市外業者については、どこを指名して良いか判断がつかないため、市外業者を対象とする場合は制限付一般競争入札とすることが予想され、時間が必要となってしまいます。